

## 平成 28 年第 1 回臨時会

○議長 宮城清政君 ただいまから平成 28 年第 1 回南風原町議会臨時会を開会します。それでは、ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

開会（午前10時04分）

### 日程第 1． 会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第 1． 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって 3 番 大城 勝議員、5 番 照屋仁士議員を指名します。

### 日程第 2． 会期の決定

○議長 宮城清政君 日程第 2． 会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

### 日程第 3． 議案第 1 号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 3． 議案第 1 号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 1 号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、国の人事院勧告、県の人事委員会勧告、一般職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律及び県内市町村の職員給与改定状況を踏まえ、改正する必要があるので提案いたします。内容については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第 1 号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要を説明します。お手元に配布いたしました議案第 1 号から第 3 号の概要説明

がございます。これで説明をいたしましてから概要を詳しく説明いたしたいと思えます。

今回のこの改正の必要性でございますが、先ほども提案理由の中でもございました国の人事院勧告、県の人事委員会の勧告、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律及び県内市町村の給与改定状況を踏まえて改正する必要があるということでの提案でございます。改正の概要でございますが、今回、期末勤勉手当がございますが、勤勉手当の支給割合を0.1月引き上げる改正となっております。勤勉手当と期末手当を合算すると、年間支給割合、現在の4.1月から4.2月となる改正です。再任用の職員にあつては0.05月を引き上げ、支給割合が2.15月から2.20月となるということであります。それから、特定職員とは6級以上、管理職です。管理職については、月額給料が0.2パーセント減額されておりますので、勤勉手当についても同じような額を減じて支給するという改正でございます。もう1つ、これは行政職給料表について給料月額を1,100円から2,500円の幅で平均0.4パーセントを引き上げる改正でございます。これについては、国から示された給料表と同じような改正をするということです。この施行期日なのですが、議案書2ページにありますように、2条立てになっております。まず第1条で、勤勉手当を6月は支給が済んでおりますので12月期だけでまず0.1月をアップさせます。そして、来年、新しい年度からは6月期に前の年と比べて0.05月、12月にまた0.05月、というようにトータルで0.1月上げるという改正になりますので2条立てとなっていることをご理解いただきたいと思えます。それと第1条では給料表の先ほど触れた各級で1,100円から2,500円の幅で引き上げるという改正になっております。例をとつて新旧対照表をご説明します。1級の上げ幅が大きくて、2,500円の差になるということです。1級はおおむねそうですね。2級の20号までは2,500円ですが、それから号級が上がるにしたがつて上げ幅が小さくなっていくということです。各級の上位の号は、2,500円程度上がるのですが、4級、5級といくにしたがつて上げ幅が小さくなって、上位の級にいくと上げ幅が1,100円程度になっていくという改正となっております。それで施行期日の附則ですが、第1号、先ほど触れましたこの平成27年度分については0.1月を12月期だけで上げるという改正ですので、平成27年12月1日から適用する。第2号の6月期に0.05月、12月期に0.05月の上昇につきましては、28年4月1日からの施行というそれぞれ施行期日が異なる2つの条立てでの今回の改正となっております。

以上が、議案第1号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第1号については、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第 1 号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第 1 号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第 1 号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 4. 議案第 2 号 特別職の職員で常勤のものゝの期末手当支給条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 4. 議案第 2 号 特別職の職員で常勤のものゝの期末手当支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 2 号 特別職の職員で常勤のものゝの期末手当支給条例の一部を改正する条例 特別職の職員で常勤のものゝの期末手当支給条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。

提案理由としまして、国の人事院勧告、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律及び県内市町村の状況を踏まえ、改正する必要があるので提案いたします。その内容については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 続きまして、議案第 2 号 特別職の職員で常勤のものゝの期末手当支給条例の一部を改正する条例の概要説明をいたします。改正の必要性、理由は、先ほど副町長からあったとおりでございます。改正の概要でございますが、先ほどの議案第 1 号、一般職については、年間 0.1 月の改正でございましたが、特別職につきましては年間 0.05 月の引上げでございます。ご審議のほどよろしく願います。これも国の特別職、大臣等の改正、それから周辺市町村の状況を踏まえての改正案でございます。特別職につきましては、勤勉手当はございませんので期末手当でございます。これも引上げの方法としては、12カ月期でまず平成 27 年度は 0.05 月を引き上げて、この条例改正も 2 条立て

となっております。平成28年度からは各期に0.025月ずつの上昇、それでトータル0.05月のアップという同じような施行期日です。第1条は平成27年の12月1日、第2条の次年度からの支給については平成28年4月1日からの施行という同じような改正でございます。

以上が、議案第2号 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 少し聞かせてください。提案理由のなかで県内市町村の状況を踏まえてとあります。県内市町村の類似団体と言いますか、だいたい同じ規模の人口を有する市町村の状況はどうなのでしょう。もう少し説明してくれますか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 すでに臨時会が終わった所、これから予定している所ということで担当を通じて直接お伺いしたのは近隣でございます。豊見城、南城、糸満、周辺市町村でございますが、同じような0.05月の改正を予定若しくはすでに議会に上程していると情報は収集しております。以上です。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第2号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第2号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第2号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第2号 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5. 議案第 3 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 5. 議案第 3 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 3 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。

提案理由としまして、国の人事院勧告、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律及び県内市町村の状況を踏まえ、改正する必要があるので提案いたします。その内容については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第 3 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の概要を説明いたします。内容等々につきましては、先ほどの議案第 2 号 特別職の職員関係の条例と全く同じでございます。年間総額で期末手当 0.05 月の引上げ。平成 27 年度分については、12 月期だけでの支給。それで平成 27 年 12 月 1 日の適用。これも 2 条立てで、今の 12 月 1 日適用は 1 条の部分。それから、平成 28 年度からは 6 月期、12 月期、それぞれ 0.025 月の引上げ。それにつきましては、平成 28 年 4 月 1 日の施行という条例改正でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから、質疑に入ります。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 3 号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第 3 号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第 3 号について討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第

3号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第4号 平成27年度南風原町一般会計補正予算(第8号)

日程第7. 議案第5号 平成27年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

日程第8. 議案第6号 平成27年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

日程第9. 議案第7号 平成27年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)

日程第10. 議案第8号 平成27年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○議長 宮城清政君 日程第6. 議案第4号 平成27年度南風原町一般会計補正予算(第8号)、日程第7. 議案第5号 平成27年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)、日程第8. 議案第6号 平成27年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第3号)、日程第9. 議案第7号 平成27年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)及び日程第10. 議案第8号 平成27年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を一括議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第4号 平成27年度南風原町一般会計補正予算(第8号) 平成27年度南風原町の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,067万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146億6,853万9,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

引き続き、議案第5号 平成27年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第4号) 平成27年度南風原町の国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億1,090万6,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

続きまして、議案第6号 平成27年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第3号) 平成27年度南風原町の下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 5,691 万 9,000 円とする。2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

続きまして、議案第 7 号 平成 27 年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第 4 号） 平成 27 年度南風原町の土地区画整理事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 35 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13 億 5,773 万 3,000 円とする。2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

続きまして、議案第 8 号 平成 27 年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） 平成 27 年度南風原町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 2,973 万 1,000 円とする。2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。各議案の詳細については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 それでは、お手元に配布いたしました平成 28 年第 1 回臨時会、一般会計、特別会計補正予算議案概要説明に基づきましてご説明いたします。議案第 4 号 平成 27 年度南風原町一般会計補正予算（第 8 号）から議案第 8 号の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）までを一括して説明いたします。

今回の補正は、先ほどの議案第 1 号から議案第 3 号の条例改正に伴う補正予算の計上となっています。まず、議案第 4 号 一般会計補正予算（第 8 号）の 2 ページ、第 1 表歳入歳出予算補正についてご説明します。歳入歳出それぞれ 1,067 万 8,000 円を増額し、補正後の一般会計予算額は 146 億 6,853 万 9,000 円となります。

6 ページの歳入について説明します。17 款 1 項 1 目。財政調整基金繰入金 1,067 万 8,000 円の増は、8 号補正歳入歳出調整により、基金から取り崩しを行うことによるものです。なお、補正後の同基金残高は、14 億 2,498 万 2,000 円となります。

続きまして、歳出でございます。7 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目。議会費から 24 ページの 10 款 6 項 2 目。共同調理場運営費までの各款項目の 2 節から 4 節までの補正増額は、今回の給与改定に伴うものです。11 ページの 3 款 1 項 1 目 28 節。操出金 44 万 9,000 円、2 目 28 節。操出金 7 万 1,000 円、18 ページの 8 款 4 項 1 目 28 節。操出金 64 万 6,000 円は、それぞれ 4 つの特別会計に所属する職員分の給与条例の改定に伴う繰出しでございます。ただし、21 ページ 3 節。児童手当 66 万円の増額につきましては、今回の改正によるもので

はなく現額予算に不足が生じたための計上となっております。

続きまして、25ページからの給与明細書の説明でございます。特別職の給与明細の説明で、期末手当引上げによる補正前後の差額が11万3,000円の増となっております。

26ページ。一般職の給与明細については、まず給与131万4,000円、職員手当743万9,000円、共済費64万6,000円の増となっております。その下の表は、職員手当の内訳となっております。

続きまして27ページは、給料及び職員手当の増減の説明となっております。28ページは、給与及び職員手当の状況を示しており、ア職員1人当たりの職種別給与の補正前後の比較表で、一般行政職から現業職までの平均給料月額と平均給与月額、平均年齢の比較となっております。続いてイ初任給の国との比較表となっております。

29ページ、ウ級別職員数を職種ごとにその構成割合を補正の前後で比較した表で、その下の表ではそれぞれの職務内容を1級から7級までの級ごとに示してあります。

30ページのエ昇給については、補正の前後に変わりはありません。

31ページのオ期末手当・勤勉手当は、その支給率を国と比較した表で、補正後も国と同支給率となっております。カ定年退職及び勲奨退職に係る退職手当も国との支給率の比較を示したものです。

32ページのキ特殊勤務手当は、職種別、給料総額に対する比率と支給対象職員の比率、代表的な特殊勤務手当の名称を示しております。クその他の手当は、扶養手当、住居手当及び通勤手当の国との比較であります。通勤手当については、バス等の運賃等相当額の支給限度額等に差があるということになっております。

続きまして、議案第5号 国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。まず、6ページの繰入金については、44万9,000円の一般会計からの繰り入れであります。それと7ページの歳出に同額を計上しております。8ページ以降の給与明細等の補正の前後及び本町と国との比較であり、内容については一般会計でご説明したとおりでありますので各特別会計での説明は割愛させていただきます。

続きまして、議案第6号 下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。まず、6ページの繰入金については、29万円を一般会計から繰り入れており、その同額を7ページの歳出に計上してございます。

続きまして、議案第7号 南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）については、同じく6ページの繰入金について35万6,000円を一般会計から繰り入れを行い、7ページの歳出に同額を計上しているということであります。

議案第8号 南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましても、6ページの繰入金で一般会計から7万1,000円を繰り入れて、7ページの歳出に同額を補正計上しているということになっております。

以上が、議案第4号 平成27年度南風原町一般会計補正予算（第8号）から議案第8号 南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。ご審議のほど

よろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。3 番 大城 勝議員。

○3 番 大城 勝君 今のご説明文書の中に、給料と給与の語句があります。一般社会生活のなかでは同じような意味合いになっていると思うのですが、例えば28ページにあります平均給与月額34万6,132円が、平均給料ですと31万7,319円、この違いを具体的に説明していただけますか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。給料とは、いわゆる基本給の額です。給与になるとそれぞれ手当が付いたものになります。支払総額のこと給与となります。それでこの差額が出ているということでご理解いただきたいと思えます。以上です。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号については、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。これから議案第4号について討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第4号 平成27年度南風原町一般会計補正予算(第8号)についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 宮城清政君 次に、議案第5号について討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第

5 号 平成27年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 宮城清政君 次に、議案第6号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第6号 平成27年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 宮城清政君 次に、議案第7号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第7号 平成27年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 宮城清政君 次に、議案第8号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第8号 平成27年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11. 承認第1号 専決処分（南風原町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）の承認について

○議長 宮城清政君 日程第11. 承認第1号 専決処分（南風原町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）の承認についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 承認第1号 専決処分（南風原町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）の承認についてであります。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、南風原町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

次のページ、専決処分書。専決処分については、平成27年12月28日に行っております。専決処分した理由としまして、地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令が平成27年度12月25日に公布され、一部の手続きにおける個人番号の利用の取り扱いが平成28年1月1日から改正される。これを踏まえ、南風原町税条例等の一部を改正する条例についても改正が必要であり、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分をいたしております。その内容については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 承認第1号 専決処分（南風原町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）。専決処分した条例の説明でございます。お手元にその概要をお配りしておりますが、これと専決処分した条例の新旧対象表をご覧くださいながら説明をさせていただきます。今回の専決した条例につきましては、今年の1月1日からの施行、一部改正の施行前の専決でございます。マイナンバー関係についてこれまでも何回か申請書に記入すべきだったものをなくしたりまた付けたりということではありますが、今回も町民税関係の減免申請書に個人番号、それから事業所の法人番号を記入するということがあったのですが、これも必要ありませんという改正です。これは町民税関係。139条の3の改正につきましては、特別土地保有税の減免。その申請書にも改正前は個人番号と法人番号を記入することとなっておりますが、これも必要ありませんということです。これはどういうことかと言いますと、町民税と特別土地保有税は申告税でございます。申告して課税される税。ということは、減免する前から申告されているということですから申告する時にマイナンバーは申告書に書かれているということで、申告されているものの次の手続き、減免については要りませんということです。反面、固定資産税とか軽自動車税は申告しないで課税します。その減免についてはやはり、減免申請の際、マイナンバーは必要ですよということでの改正はございません。申告して課税される税とそうではない税の違いで、申告時にマイナンバーが記載されているものについてはその他の手続き、今回は減免手続きですが、その場合、マイナンバーはすでに分かっているので記入する必要はないということの条例改正です。その専決をした報告でございます。よろしくお願いたします

す。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 ちょっとお聞かせ願いたい。この個人ナンバー、マイナンバーを付けるということは、12月定例でしたか条例改正で付けることになったのですけれども、今度は減免の申請だから要らないのだからとまた改正をしています。要するに、これは見落としだったということなのか。解釈の違いであったということなのか。どういうことなのかお聞きしたいと思います。

それから、今回は税務関係ですが、その他にもいろいろ減免があると思うのです。例えば国保についてもいろいろ減免するときとか何かないのか。詳しく調べていないので分からないのですが、今後もそういうものが減免関係で出てくるのか。例えば住民票を取るときにだって、マイナンバーは要りようでしたか。ああいうものには付けないことになっているのかな。そういうようにして、例えば新たに減免申請をするようなほかにもっと出てこないのかと思ったのですが、どうなのでしょう。精査しているのでしょうか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。冒頭でもお話いたしました、おっしゃるとおりマイナンバーに関する申告、その他の手続きについては、二転三転しているのが事実です。一旦、付けると言ったり、付けないとしたり、そのへんは国でもかなり時間的にタイトなスケジュールで、一旦制定した法律で精査してみると必要なかったということになっているのが事実です。これは先ほども説明しましたが、すでに申告されていて分かっているものについては、次の手続きからは要らないということですね。その他の手続きについても、マイナンバーが必要な種類の事務についてはそういったことになると思います。ただ、マイナンバーが必要ないものもございいますので、マイナンバー関係の条例を出した時にも説明をしましたが、今後もしかしたら住民の利便性とかそういったことが勘案されて、これも事務としてマイナンバーが必要になったときまた条例改正して新たに追加していくということで説明させていただいております。ですから、今後もやはりこれは必要ですと、そうすることによって事務の手続きが簡素化されますといったものが判断される事務についてはマイナンバーを取り扱う条例への追加、一旦マイナンバーが付いて申請されたものについてはその後の手続きから要りませんというのは出てくる可能性はあります。今後精査して、そのつど議会への提案となっていくかと思えます。以上です。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております承認第 1 号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって承認第 1 号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから承認第 1 号について、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから、承認第 1 号 専決処分(南風原町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)の承認についてを採決します。本案について、承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は承認することに決定いたしました。

○議長 宮城清政君 以上で、本日の日程は全部終了しました。これで会議を閉じます。

○議長 宮城清政君 これにて平成28年第 1 回南風原町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 (午前10時52分)